

無線設備規則の一部を改正する省令案要綱

第一 改正内容

標準テレビジョン放送のうちデジタル放送又は高精細度テレビジョン放送を行う放送局の無線設備について有線テレビジョン放送施設等からの影響に関する条件を定めること。

(第三十七条の二十七の十の二関係)

第二 施行期日

この省令は、公布の日から施行すること。